

## 公募型プロポーザルの公告

平成28年度「観光力強化事業に係るプロジェクトチームの運営及びシンポジウム開催業務」について、公募型プロポーザル方式により委託業務の受託者を選定するので、次のとおり告示します。

平成29年1月4日

公益社団法人奈良市観光協会  
会長 乾 昌弘

### 1 委託業務の概要

#### (1) 業務名

観光力強化事業に係るプロジェクトチームの運営及びシンポジウム開催業務

#### (2) 業務の目的

国際会議等の受け入れを促進させることで海外からの更なる誘客を図り、観光を軸として地域経済を活性化させるため、地域を巻き込んだプロジェクトチームによる地域資源の掘り起こしや新たな奈良の魅力発見、それを発信するキックオフシンポジウムを開催するものである。

#### (3) 委託内容

- ・プロジェクトチームの企画・運営
- ・キックオフシンポジウムの企画・開催

#### (4) 委託期間

契約締結日から平成29年3月31日（金）まで

#### (5) 委託料上限額

12,000千円（消費税及び地方消費税の額を含む）

### 2 応募資格

提案者は、次に掲げる要件をすべて満たしていること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当していない者であること。
- (2) 奈良県または奈良市の物品購入等に係る競争入札の参加資格に関する規定による競争入札参加資格者で、入札参加停止の期間中でない者であること。
- (3) 国税及び地方税を滞納していない者であること。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号。以下「新法」という。）第17条の規定による会社更生手続きの申立て（新法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件（以下「旧更生事件」という。）に係る新法による改正前の会社更生法（昭和27年法第172号。以下「旧法」という。）第30条の規定による更生手続開始の申立てを含む。）をしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、新法に基づく更生手続開始の決定（旧更生事件に係る旧法に基づく更生手続開始の決定を含む。）を受けた者については、更生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。
- (5) 平成12年3月31日以前に民事再生法（平成11年法律第225号）附則第2条による廃止前の和議法（大正11年法律第72号）第12条第1項の規定による和議開始の申立てをしていない者であること。
- (6) 平成12年4月1日以降に民事再生法第21条の再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法に基づく再生手続開始の決定を受けた者であっても、再生計画の認可の決定を受けた者については、再生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てがなされなかった者とみなす。
- (7) 次に掲げるいずれの要件にも該当しない者であること。

- (イ) 役員等（法人にあっては非常勤を含む役員及び支配人並びに支店又は営業所の代表者、その他の団体にあっては法人の役員と同等の責任を有する者、個人にあってはそのもの及び支配人並びに支店又は営業所を代表する者をいう。以下に同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）ではないこと。
  - (ロ) 暴力団（暴対法第2条第2号に規定する暴力団を言う。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していないこと。
  - (ハ) 役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者の損害を与える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用していないこと。
  - (ニ) 役員等が、暴力団員又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的若しくは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与していないこと。
  - (ホ) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していないこと
- (8) 銀行の取引停止、又は差押えを受けていない者であること。

### 3 企画提案書等の提出

#### (1) 提出書類

①参加申込書（別紙様式1）

②企画提案書（任意様式）

※平成29年度及び平成30年度の事業展開も企画内容に記載すること（各年度の事業費は15,000千円程度を想定しているが、当該業務に係る奈良市の予算が議決されなかった場合又は減額された場合は当該業務手続きについて停止若しくは減額等の措置を行う場合がある。）

③事業者概要書（別紙様式2）

④委託業務実施体制届（別紙様式3）※実施体制書類は、任意様式

⑤事業工程表（任意様式）

⑥見積書（任意様式）

※ただし、提出書類の作成及び提出に要した経費は提案者の負担とする。

#### (2) 提出部数

8部（正1部、副7部）

#### (3) 提出方法

持参または郵送

#### (4) 受付期間

①参加申込書

平成29年1月16日（月） 午後5時まで（必着）

※持参の場合は、土日祝日を除く、午前9時から午後5時まで

②企画提案書から⑥見積書まで5点

平成29年1月18日（水） 午後5時まで（必着）

※持参の場合は、土日祝日を除く、午前9時から午後5時まで

#### (5) 提出先

〒630-8228 奈良市上三条町2-3-4 公益社団法人奈良市観光協会

※郵送の場合は、簡易書留等の確実な方法によるものとし、提出期限必着とすること。

### 4 失格事項

応募者が次のいずれかに該当する場合は、失格とする。

(1) 2の応募資格に定めた資格を有しない場合。

(2) 複数の企画提案書等を提出した場合。

(3) 提出のあった企画提案書等が様式及び記載条の注意事項に示された内容に適合せず、その補正に応じない場合。

(4) 提出書類に虚偽または不正があった場合。

(5) 企画提案書等の受付期限までに所定の書類が整わなかった場合。

(6) その他不正な行為が認められた場合。

## 5 応募スケジュール

- 1月4日(水) 要項配布及び企画提案書・質疑受付開始
- 1月10日(火) 質問受付終了(正午まで)
- 1月12日(木) 質問回答
- 1月16日(月) 参加申込書受付終了(午後5時まで)
- 1月18日(水) 要項配布及び企画提案書受付終了(午後5時まで)
- 1月下旬(予定) 選定審査委員会開催(プレゼンテーション実施、選定)
- 1月下旬(予定) 選定結果通知、受託候補者との協議開始
- 1月31日(火) (予定) 業務委託開始

## 6 審査、事業者の決定

### (1) 企画書提案書等の審査

- ①審査は公益社団法人奈良市観光協会(以下、観光協会)において行い、最も優れた事業者を選定する。なお、審査は非公開で行う。
- ②提出のあった企画書等については、プレゼンテーション審査を行う。なお、応募者多数の場合は、プレゼンテーション審査に先立ち書類選考を行う場合がある。
- ③審査結果は、審査終了後速やかに、応募者全員(書類選考を行った場合のプレゼンテーション審査結果については、書類選考通過者全員)に対して文書で通知する。
- ④プレゼンテーション審査は、平成29年1月下旬に行う予定であるが、時間等詳細は、後日応募者に対して連絡する。
- ⑤プレゼンテーション審査については、応募者からの説明および質疑応答を行う。プレゼンテーション審査は、今回提出される書類により行うことを基本とするが、詳細については、後日連絡する。

### (2) 契約

最優秀提案者として選定された者が受託事業者の候補者となり、契約締結の協議を行うことになるが、協議の結果契約締結の合意に達しなかった場合、又は最優秀者が取消しとなった場合には、その者との契約を行わず、次点の者と協議を行う場合がある。

### (3) その他

採択された事業計画は、観光協会との協議等により、修正・変更を行う場合がある。

## 7 その他

(1) 本件業務の詳細については、別紙仕様書の示すところによる。

(2) 業務等に関する質問については、質問票(別紙様式4)に記載の上、質疑受付期間内に電子メールにて次の宛先に送付すること。

・質疑受付：平成29年1月4日(水)から平成29年1月10日(火)まで

・電子メールアドレス：kyokai@narashikanko.or.jp

※質問の回答は、平成29年1月12日(木)までに行うものとする。

(3) 提出された書類は返却しない。また、提出した企画提案書を観光協会に無断で他に使用することはできない。

(4) 委託業務の詳細事項及び業務の進め方等については、観光協会の指示に従うこと。

(5) 委託期間中において、委託業務の中間報告を求めた場合は、速やかに報告すること。